

令和7年度子ども会助成金要項

1 目的

子ども会が充実した活動を行うために必要な費用について助成し、活発な子ども会の活動促進を図ることを目的とする。

2 承認者

志布志市子ども会育成連絡協議会

3 活動対象期間

2月28日までに実施される活動

4 承認方法

- (1) 承認者である志布志市子ども会育成連絡協議会役員会にて、各単位子ども会の申請書を審査し、承認決定をする。

ただし、急を要する申請があった場合については、会長及び事務局との協議の上、承認決定することができる。

- (2) 新規子ども会については、優先して助成をする。

5 承認条件

- (1) 志布志市子ども会育成連絡協議会に加入をしていること。
- (2) 全国子ども会安全共済会に加入をしていること。
- (3) 単位子ども会が充実した活動を行うために助成するものであって、**費用の最低1割**は自己資金（その他活動資金）があること。
- (4) 活動の実施後1ヶ月以内に、報告書を提出すること。
※提出がされないとき、助成の対象とならない場合もある。
- (5) 承認された単位子ども会の中から依頼があったとき、広報等発行物への掲載や子ども会大会で発表を行うこと。

6 助成金

1つの活動につき上限1万円。

ただし、年間申請は、1団体1回までとする。

7 申込方法

申請書を志布志市教育員会生涯学習課又は有明教育分室、松山教育分室に提出する。

令和7年度子ども会助成金について

子ども会で〇〇活動をしたい！

例：夏祭り、クリスマス会、交流会
敬老会でプレゼントを渡したい

申請を迷う…
まずは、市に相談を！

申請書の提出 **※事前申請**

申請書を教育委員会生涯学習課、
又は有明教育分室、松山教育分室へ

条件1 志布志市子ども会育成連絡協議会に
加入をしている

条件2 全国子ども会安全共済会に加入を
している

審査

市子ども会育成連絡協議会役員会で
申請書を基に、審査・承認決定

交付の決定

【対象となるもの】

食材や工作等の材料代
外部講師謝金代、施設利用料
例：餅つき、ケーキ材料代

【対象とならないもの】

出来上がった料理や簡易なもの
保険料、交通費（高速・ガソリン）
例：弁当・オードブル・BBQ



実施

みんなで計画・準備しましょう
当日は、活動写真を忘れず撮影を！

報告書の作成

支払った費用の領収書や活動写真や
整理しましょう

報告書の提出・支払

報告書・領収書を確認し、お支払い
します

完了

※1 子ども会助成金は、「活発な子ども会の
活動促進を図ること」を目的に、1つの
活動につき、上限1万円を助成します。
（ただし、年間申請は、1団体1回まで
とする。）

※2 例えば、「親子工作」活動する場合は
工作代500円×8人＝4,000円（費用）
のうち、3,600円助成します。
（費用の最低1割は自己資金とする。）

※3 報告書が実施後1ヶ月以内に提出が
されないときは、助成の対象とならない場
合もあります。

**詳しくは裏面を
御確認ください→**